様式1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	市民の森の使用許可(市民農園)
根拠	LL条例・規則等名	さいたま市市民の森条例・さいたま市市民の森条例施行規則
条項		第6条第1項
所	管 部 課	経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター (電話:048-664-5915)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	基準については、条例第5条、第7条の記載事項
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	1ヶ月 市民農園については、募集をするため応募期間及び選定期間(募集が多いときは抽選)が必要ですので1ヶ月程度処理期間を設けています。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	